

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本柔道整復師会（以下「本会」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 本会は、当面、本会を主たる勤務場所とする常勤の役員を配置しないことから、役員勤務形態は非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員報酬は月額とし、その他賞与、退職手当等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の理事の報酬月額は、別表第1「俸給表」のとおりとするとし、各々の理事の報酬月額は、別表第1「俸給表」のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2 本会の監事の報酬月額は、別表第1「俸給表」のとおりとするとし、各々の監事の報酬月額は、別表第1「俸給表」のうちから、総会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第 8 条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本柔道整復師会の設立の登記の日（平成 23 年 9 月 1 日）から施行する。

別表第 1 「俸 給 表」

第 1 号俸	10,000円
第 2 号俸	20,000円
第 3 号俸	30,000円
第 4 号俸	40,000円
第 5 号俸	50,000円
第 6 号俸	60,000円
第 7 号俸	70,000円
第 8 号俸	80,000円
第 9 号俸	90,000円
第 10 号俸	100,000円
第 11 号俸	150,000円
第 12 号俸	200,000円
第 13 号俸	250,000円
第 14 号俸	300,000円
第 15 号俸	350,000円
第 16 号俸	400,000円
第 17 号俸	450,000円
第 18 号俸	500,000円
第 19 号俸	550,000円
第 20 号俸	600,000円
第 21 号俸	650,000円
第 22 号俸	700,000円
第 23 号俸	750,000円
第 24 号俸	800,000円
第 25 号俸	850,000円